

## 第1章 総則（第1条 第8条）

本章は、第1条から第8条までで、本条例の「原則編」というべきものであって、本条例の目的（第1条）、用語の定義（第2条）について規定した後、基本理念（第3条）、県民、自主防災組織、事業者及び市町の役割（第4条～第7条）、県の責務（第8条）について明らかにしている。

### 【第1条（目的）関係】

（目的）

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織及び事業者（以下「県民等」という。）の役割、市町の役割及び県の責務を明らかにするとともに、県民等による防災対策の基本となる事項並びに市町及び県の基本的な施策を定めることにより、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令と相まって、県民等、市町及び県の協働による防災対策を総合的に推進し、もって災害に強い長崎県の実現を図ることを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、本条例の規定する内容を総括的に示すとともに、本条例の目的を明らかにし、併せて、本条例を解釈し運用する場合の指針を与えるものである。

### 【解説】

- 1 本条例は、災害を未然に防止し、たとえ災害が発生したとしてもその被害を軽減することができる「災害に強い長崎県」の実現を図ることを目的としている。
- 2 本条は、県民等、市町及び県の協働による防災対策を総合的に推進する方法として、基本理念を定めること、県民等の役割、市町の役割及び県の責務を明らかにすること、県民等による防災対策の基本となる事項を定めること並びに市町及び県の基本的な施策を定めることを規定している。
- 3 災害対策基本法等防災に関する法令が数多く制定されており、また、県及び市町において地域防災計画が策定されている中で、本条例を制定する理由としては、次のようなことが挙げられる。

災害対策基本法等防災に関する法令では、国や地方公共団体による措置を中心に規定されており、住民や事業者が具体的に実施すべき措置についてほとんど規定されていない。

県及び市町の地域防災計画では、県又は市町が実施すべき事項が中心となっており、住民や事業者が実施すべき措置について特段定めていない。

県及び市町の地域防災計画の分量は、県民等がその内容を全て把握するには、かなりの量である。

このような理由から、本条例に、県及び市町の基本的施策だけでなく県民等による防災対策について基本となる事項を定めることにより、県民等に対して防災対策の枠組みを示し、防災対策の重要性を再認識してもらい、もって自助及び共助の取組を促進しようとするものである。

4 本条例は、県の地域防災計画より上位に位置付けられる。

5 「その他の法令」とは、防災に関係する法令であって、例えば下記の法律のほか、多くの法令が関係している。

- ・ 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 水防法（昭和24年法律第193号）
- ・ 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）
- ・ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
- ・ 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）
- ・ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
- ・ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）
- ・ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
(平成12年法律第57号)
- ・ 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

## 【第2条（定義）関係】

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 防災対策 防災のために行う対策（減災（災害による被害を最小化することをいう。）のために行う取組を含む。）をいう。
- (4) 防災関係機関 次に掲げる機関をいう。
  - ア 国の地方行政機関であって、長崎県を管轄区域とするもの
  - イ 自衛隊
  - ウ 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定により県内の市町（一部事務組合を含む。）が設置する消防本部、消防署及び消防団
  - エ 水防法（昭和24年法律第193号）第5条第1項の規定により県内の市町が設置する水防団（消防団が兼ねる場合を含む。）
  - オ 災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関であって、県内で業務を行うもの
  - カ 災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関であって、県内で業務を行うもの
- (5) 自主防災組織 県民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等であって、災害時の避難等において援護を要する者をいう。

### 【趣旨】

本条は、本条例における用語の定義を行い、用語に関する解釈の統一を図ったものである。

### 【解説】

- 1 「災害対策基本法第2条第1号に規定する災害」とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」のことである。

なお、災害対策基本法第2条第1号中「その他の異常な自然現象」とは、冷害、干害、雹害、霜害、旋風、山崩れ、土地隆起、土地の沈降等のことである（防災行政研究会編『逐条解説災害対策基本法（第二次改訂版）』（ぎょうせい）、53頁）。

また、災害対策基本法には「台風」が規定されていないが、台風によって暴風、豪雨、高潮等が発生することから、台風による被害も災害に当てはまることとなる。

2-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(2)～(10)〔略〕

災害対策基本法第2条第1号中「政令で定める原因」とは、災害対策基本法施行令第1条で、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故と規定されている。

なお、テロ事件によって発生した災害については、「米国の同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生時の対応について」（平成13年9月26日付消防災第152号・消防救第273号・消防特第144号 消防庁防災課長・救急救助課長・特殊災害室長共同通知）において「災害対策基本法の適用が排除されるものではないので留意されたい。」とされており、本条例の「災害」に含まれることになる。

しかしながら、新型インフルエンザ等による被害については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が制定されているため、本条例の「災害」には含まれず、国や地方公共団体が策定する行動計画によって対策が図られることになる。

2-2 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）（抄）

（政令で定める原因）

第1条 災害対策基本法（以下「法」という。）第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

2-3 「米国の同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生時の対応について」（平成13年9月26日付消防災第152号・消防救第273号・消防特第144号 消防庁防災課長・救急救助課長・特殊災害室長共同通知）（抄）

5 テロ災害発生時の対応

テロ事件に起因する災害又はテロ事件に起因するものと疑われる災害が発生した場合には、現場での情報収集に努め、迅速、的確な情報伝達を行うとともに、災害実態に応じた適切な消防防災活動を行うこと。

また、当該消防本部の消防力のみでは対応が困難と予想される場合には、早期に広域応援等の要請を行い、必要な消防力の確保に努めること。

いずれの場合も警察及び医療機関等関係機関との間における連絡を密にすること。なお、テロ事件による災害についても、災害対策基本法の適用が排除されるものではないので留意されたい。

#### 2-4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（政府行動計画の作成及び公表等）

第6条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2～8 〔略〕

（都道府県行動計画）

第7条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

2～9 〔略〕

（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2～8 〔略〕

2 「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害」とは、「原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害」のことである。

災害の定義に原子力災害を含めた理由は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、県地域防災計画の見直しが行われ原子力災害対策編がまとめられたように、この事故以降、防災対策において原子力災害への対応を考慮する必要性が高まったことにある。

また、災害対策基本法第2条第1号に規定する「政令で定める原因」として、同法施行令第1条で「放射性物質の大量の放出」が挙げられてはいるが、本条において、災害対策基本法上の災害と原子力災害対策特別措置法上の原子力災害を併記することによって、本条例でも原子力災害への対応の必要性を強調している。

なお、風水害などの通常の自然災害と原子力災害とは、その性質が大きく異なるため、原子力災害における県民等による防災対策についても、自然災害における防災対策と異なる部分が多数あると思われる。

#### 2-5 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

(2) 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

(3)～(12)〔略〕

2-6 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(2)～(10)〔略〕

2-7 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）（抄）

（政令で定める原因）

第1条 災害対策基本法（以下「法」という。）第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

3 「防災」の定義は、災害対策基本法第2条第2号に規定されている内容と同じである。

2-8 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)〔略〕

(2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(3)～(10)〔略〕

4 「減災」とは、災害による被害を最小化することである。

「防災」が災害による被害を出さないことを前提とした考え方であるのに対して、「減災」は、あらかじめ災害による被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとする考え方である。そのため、本条では、「減災」が「防災」に含まれるとは整理していない。

ただし、減災のために行う取組については、第3号において、防災のために行う取組と重なる部分が多いことを考慮して、「防災対策」に含まれると整理した。

5 「防災関係機関」とは、第4号アからカまでに規定するものである。

なお、警察機関については、県警本部が県の機関であるため、「防災関係機関」には含まれず、「県」に含まれる。

6 「国の地方行政機関であって、長崎県を管轄区域とするもの」とは、災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関を始めとして、地方の防災行政上重要な役割を有する国の機関のことである。

具体的には、九州管区警察局、九州総合通信局、福岡財務支局、九州厚生局、長崎労働局、九州農政局、九州森林管理局、九州経済産業局、九州産業保安監督部、九州地方整備局、九州運輸局、大阪航空局、長崎地方気象台、第七管区海上保安本部、九州地方環境事務所、九州防衛局等である。

2-9 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関

ニ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関

(4) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

(5)～(10) 〔略〕

2-10 災害対策基本法第2条第4号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関（平成12年12月15日総理府告示第63号）（抄）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第4号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関は、次のとおりとし、平成13年1月6日から施行する。

沖縄総合事務局 管区警察局 総合通信局 沖縄総合通信事務所 財務局 水戸原子力事務所 地方厚生局 都道府県労働局 地方農政局 北海道農政事務所 森林管理局 経済産業局 産業保安監督部 那覇産業保安監督事務所 地方整備局 北海道開発局 地方運輸局 地方航空局 管区気象台 沖縄気象台 管区海上保安本部 地方環境事務所 地方防衛局

7 「一部事務組合」とは、普通地方公共団体の事務の一部を共同処理する地方自治体の組合のことで、県内の一部事務組合のうち消防本部等の消防機関を設置しているものとしては、島原地域広域市町村圏組合と県央地域広域市町村圏組合の2つがある。

2-11 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3・4 〔略〕

2-12 消防組織法（昭和22年法律第226号）（抄）

（消防機関）

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

(1) 消防本部

(2) 消防署

(3) 消防団

- 8 「水防団」とは、洪水、高潮等による災害の発生を防止するための水防活動を行う団体で、水防管理団体が設置するものである。水防管理団体の区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができない場合は、水防団をおかなければならないとされている。

2-13 水防法（昭和24年法律第193号）（抄）

（指定水防管理団体）

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 〔略〕

2-14 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第3編 災害応急対策計画

第6章 水防計画

第6節 指定水防管理団体

1 水防管理団体のうち、水防上、公共の安全に重大な関係のある団体として、知事が指定したものを、指定水防管理団体といい、長崎県においては次のとおりである。（水防法第4条）

諫早市 大村市 川棚町 島原市 松浦市 長崎市

本県では、消防機関が水防事務を兼ねているため、水防法第5条第2項の規定に基づき水防団の設置義務のある指定水防管理団体である市町も含めて、専任の水防団はなく、全て消防団員が兼任する形となっている。そのため、県内での水防活動は、消防団員が

行っているのが現状である。

なお、全国には平成22年4月1日現在、15道府県に水防団体が98団体あり、専任の水防団員が15,046人所属している。

水防団員数（平成21年4月1日現在） 出典：国土交通省ホームページ

専任水防団員数			消防団員（兼任水防団員）			合計		
指定	非指定	計	指定	非指定	計	指定	非指定	計
0	0	0	7,200	13,712	20,912	7,200	13,712	20,912

「指定」は指定水防管理団体。「非指定」は指定されていない水防管理団体。

水防活動に対する国の支援としては、消防団員が水防活動で出勤した場合の手当等についての補助制度はないが、水防活動の際に使用した水防用の資材に対しては、激甚災害にかかる分について一定額以上使用した場合において、都道府県及び水防管理団体に対する補助制度がある。

また、長崎河川国道事務所が管理する本明川の陸閘や樋門については、日常点検及び水防警報時の操作が諫早市に対して委託され、実際の作業を諫早市の消防団が行っている。その経費については、長崎河川国道事務所から諫早市に委託料が支払われている。

2-15 水防のしおり（平成24年度版 国土交通省）（抄）

第3章 水防活動を支える諸制度

1. 国の補助制度

水防活動の際に使用した水防用の資材費に対する補助は、一年間に一定額以上使用した場合につき、都道府県及び水防管理団体に対し行うことができる。

本補助制度は、昭和27年度より行われてきたが、平成14年度より一般災害分については補助対象外となり、現在は激甚災害にかかる分についてのみ補助の対象となっている。制度の概要は次のとおりである。

補助対象資材

俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠、置石、土砂 以上 17品目

補助対象災害

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定により指定された災害（以下「当該激甚災害」という。）で、かつ、次の各号の全てに該当する災害。

- (1) 当該激甚災害に関し、35万円以上の水防資材費を使用した水防管理団体が当該激甚災害に関し、水防資材費を使用した水防管理団体数に対しその割合が10%以上であること。
- (2) 当該激甚災害に関し、使用した水防管理団体当たりの平均水防資材費が17万円以上であり、かつ、35万円以上の水防資材費を使用した水防管理団体当たりの平均水防資材費が85万円であること。
- (3) 当該激甚災害に関し、都道府県及び水防管理団体が使用した水防資材費の総額が8千500万円以上であること。

補助基準額 都道府県 : 190万円を超える部分  
水防管理団体 : 35万円を超える部分

補助率 2 / 3

9 「指定公共機関」とは、独立行政法人や日本銀行などの公共的機関と電気、ガスなどの公益的事業を行う法人で、内閣総理大臣が指定するものことである。

2-16 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4)〔略〕

(5) 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

(6)～(10)〔略〕

2-17 災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関（昭和37年8月6日総理府告示第26号）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関は、次のとおりとする。

独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立行政法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター 独立行政法人土木研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人水資源機構 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 独立行政法人原子力安全基盤機構 日本銀行 日本赤十字社 日本放送協会 東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 成田国際空港株式会社 新関西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社 北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 日本郵便株式会社 東京瓦斯株式会社 大阪瓦斯株式会社 東邦瓦斯株式会社 日本通運株式会社 北海道電力株式会社 東北電力株式会社 東京電力株式会社 北陸電力株式会社 中部電力株式会社 関西電力株式会社 中国電力株式会社 四国電力株式会社 九州電力株式会社 沖縄電力株式会社 電源開発株式会社 日本原子力発電株式会社 KDDI株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

下線部は、支店長等が長崎県防災会議の委員となっている機関。

10 「指定地方公共機関」とは、地方独立行政法人や土地改良区などの公共的施設の管理者と電気、ガスなどの公益的事業を行う法人で、知事が指定するものことである。

具体的には、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県看護協会、西部ガス(株)、長崎県LPガス協会、長崎県バス協会、長崎県トラック協会、島原鉄道(株)、松浦鉄道(株)、九州商船(株)、長崎放送(株)、(株)テレビ長崎、長崎文化放送(株)、(株)長崎国際テレビ、(株)エフエム長崎、(株)長崎新聞社が指定されている。

2-18 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5)〔略〕

(6) 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の港務局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(7)～(10)〔略〕

1.1 「自主防災組織」の定義は、災害対策基本法第2条の2第2号に規定されている内容と同じである。

自主防災組織の組織形態については、自主防災組織が地域住民の自主的な取組によって結成されることを踏まえて、法令等では特に規定されておらず、地域の実情に応じて、町内会や青年団、婦人会等様々な形態で組織されている。

なお、「隣保共同の精神」については、「自主防災組織の手引」（平成23年3月改訂版 消防庁）で「となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合う」とことと説明されている。

2-19 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（基本理念）

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

(1)〔略〕

(2) 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

(3)～(6)〔略〕

1.2 「災害時要援護者」とは、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等、災害時に自分だけでは身の安全を確保するための行動をとることができず、他の人の援護を要する者のことで、内閣府に設置された「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」が平成18年3月に示したガイドラインを参考としている。

本条で規定している「外国人」は、日本語に不慣れな外国人のことで、県内に居住している者だけでなく、旅行者も含まれる。

また、障害者や傷病者に該当しない小中学生については、通常自ら避難等ができるため、災害時要援護者には含まれない。

なお、災害時要援護者に該当する者の呼称については、平成25年6月に改正された災害対策基本法では、高齢者や障害者、乳幼児等を「要配慮者」と規定し、そのうち、災害時に自ら避難することが困難で、円滑で迅速な避難の確保に特に支援を要する者につ

いて、「避難行動要支援者」と規定している。

2-20 災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月 災害時要援護者の避難対策に関する検討会）（抄）

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

2-21 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（施策における防災上の配慮等）

第8条 〔略〕

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1)～(14) 〔略〕

(15) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

(16)～(19) 〔略〕

（避難行動要支援者名簿の作成）

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2～4 〔略〕

### 【第3条（基本理念）関係】

（基本理念）

第3条 災害に強い長崎県を実現するための防災対策は、次に掲げる事項を基本として効果的かつ着実に行われるものとする。

(1) 自助（県民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（県民等が地域の安全を守るために互いに助け合うことをいう。）及び公助（県、市町及び防災関係機関が県民等の安全を守ることをいう。）の理念の下に、県民等、防災関係機関、市町、県の適切な役割分担が図られること。

(2) 男女双方の視点、災害時要援護者の支援等が配慮されること。

### 【趣旨】

本条は、第1条（目的）において、「防災対策に関し、基本理念を定め」と規定されているのを受けて、防災対策についての基本理念を定めたものである。

## 【解説】

1 本条の基本理念は、県民、自主防災組織、事業者、市町及び県が第4条から第8条までに定められている役割や責務を果たす上で、基本となる考えである。

第4条（県民の役割）、第5条（自主防災組織の役割）、第6条（事業者の役割）、第7条（市町の役割）及び第8条（県の責務）において県民、自主防災組織、事業者及び市町の役割並びに県の責務に反映されており、県民、自主防災組織、事業者、市町及び県が共通の基本理念に従って一体となって、災害に強い長崎県を実現するための防災対策に取り組むことが規定されている。

2 防災には、県や市町、防災関係機関が実施している対策、つまり「公助」の取組に加えて、県民が自らの安全を守る対策、つまり「自助」の取組、そして、県民や自主防災組織、事業者が、地域において互いに助け合いながら、その安全を守る対策、つまり「共助」の取組が、それぞれ実践されることが重要であり、これら「自助」「共助」「公助」の取組が効果的かつ着実に実施されることによって、この条例の目的である「災害に強い地域社会」が実現されるとの考えから、基本理念の1つとしている。

3 自助・共助・公助の取組に関して、平成25年6月に改正された災害対策基本法に追加された基本理念には、住民一人一人の防災活動と地域における多様な主体による防災活動の促進が規定されている。

### 3-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（基本理念）

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

(1)〔略〕

(2) 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

(3)～(6)〔略〕

4 政府が作成している防災基本計画や男女共同参画基本計画において、防災における男女共同参画の推進が掲げられていることから、男女双方の視点に配慮することを、基本理念の1つとしている。

### 3-2 防災基本計画（平成24年9月修正 中央防災会議）（抄）

第1編 総則

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

・ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第2編 地震災害対策編

## 第1章 災害予防

### 第3節 国民の防災活動の促進

#### 2 防災知識の普及，訓練

##### (4) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮

防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第5節 避難収容及び情報提供活動

#### 2 避難場所

##### (2) 避難場所の運営管理

地方公共団体は，避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難場所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

### 第6節 物資の調達，供給活動

被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，災害時要援護者等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。

## 第3章 災害復旧・復興

### 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

被災地の復旧・復興は，地方公共団体が主体となって，住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い，国はそれを支援するものとする。その際，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。

上記以外にも，第3編 津波災害対策編，第4編 風水害対策編，第6編 雪害対策編，第11編 原子力災害対策編に同様の記載がなされている。

### 3-3 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日）（抄）

#### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

##### 第14分野 地域・防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

###### < 基本的考え方 >

また，防災・環境等の分野については，地域に根ざした活動から，全国規模，地球規模の活動まで様々なものがあるが，組織の運営や活動の進め方において男女共同参画を推進する。

#### 4 防災における男女共同参画の推進

##### 施策の基本的方向

被災時には，増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており，防災（復興）の取組を進めるに当たっては，男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため，男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。

- 5 政府が作成している防災基本計画において，災害時要援護者への配慮が掲げられていることから，これを基本理念の1つとしている。

3-4 防災基本計画（平成24年9月修正 中央防災会議）（抄）

第1編 総則

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

- ・ 高齢者（とりわけ独居老人）、障害者、外国人等いわゆる災害時要援護者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、災害時要援護者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から災害時要援護者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

【第4条（県民の役割）関係】

（県民の役割）

第4条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施すること。
- (2) 県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

【趣旨】

本条は、県民の役割を定めたものである。

【解説】

- 1 県民は、法令や地域防災計画の規定の有無にかかわらず、防災対策の実施について一般的な努力義務がある。また、本条例の狙いが県民自らの防災対策に関する意識の高揚を図ることであるため、努力義務とすることで、県民による自助の取組が抵抗感なく受け入れられることを期待している。

なお、災害対策基本法にも、住民の責務として、生活必需物資の備蓄や防災活動への参加、災害教訓の伝承への寄与が規定されている。

4-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（住民等の責務）

第7条 〔略〕

- 3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

- 2 「基本理念にのっとり」とは、基本理念が、本条例の目的である「災害に強い長崎県の実現」を目指すに当たって基本となる考え方であり、県民等がその役割を果たそうとする際に、防災対策が効率的に実施されるようにするためである。

- 3 「防災に関する意識」とは、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧について積極的に取り組もうとする態度や自覚のことである。

【第5条（自主防災組織の役割）関係】

（自主防災組織の役割）

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害時に果たす役割を認識し、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 地域住民と協力して、地域における防災対策を実施すること。
- (2) 県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

【趣旨】

本条は、自主防災組織の役割を定めたものである。

【解説】

- 1 災害に強い長崎県を実現するには、自助・共助・公助のそれぞれの取組が必要であり、自主防災組織は、共助の取組の一翼を担う存在である。そのため、自主防災組織による防災対策は、災害時ばかりでなく、平常時から、災害時の活動が適切に行われるようあらかじめ準備しておくという観点で行われる必要がある。
- 2 自主防災組織の「災害時に果たす役割」とは、具体的には、平常時から実施する事項としては、防災に関する知識の普及や地域における災害危険箇所の把握、防災訓練の実施などがあり、災害発生時に実施する事項としては、災害情報の正確な把握や伝達、出火防止、初期消火、住民の避難誘導などがある。

5-1 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立

第5節 自主防災活動

1 自主防災組織の役割

(1) 平常時から実施する事項

防災に関する知識の普及

地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解

家庭内の防災に関する話し合い

各地域における避難地、避難路の確認

石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施

家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止

家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策

飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄

最寄りの医療救護施設の確認

各地域の災害時要援護者及び避難支援の方法の確認

(2) 災害発生時に実施する事項

災害情報の正確な把握  
飲料水、食糧、燃料他非常持出品の準備  
火災予防措置及び初期消火の実施  
負傷者の応急手当て及び軽傷者の救護  
初期の救出、救助  
適切な避難  
自力による生活手段の確保  
各地域の避難所の開設・運営の支援

【第6条（事業者の役割）関係】

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、災害時に果たす役割を認識し、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施すること。
- (2) 県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。
- (3) 避難場所の提供等により、地域住民及び自主防災組織が実施する防災対策に協力すること。

【趣旨】

本条は、事業者の役割を定めたものである。

【解説】

- 1 災害に強い長崎県を実現するには、自助・共助・公助のそれぞれの取組が必要であり、事業者は、共助の取組の重要なものの1つである。そのため、事業者による防災対策は、県、市町、防災関係機関及び自主防災組織との連携の下で、事業所及び地域の安全の確保を積極的に図る必要がある。
- 2 「事業者」とは、防災関係機関である電気、ガス、通信、放送などの公益的事業を行う法人だけでなく、広く一般の事業者のことである。
- 3 事業者の「災害時に果たす役割」とは、防災基本計画に記載されているとおり、生命の安全確保や二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生のことであり、具体的には、「防災訓練」や「従業員等の防災教育」などがある。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給等を行う事業者については、上記に加えて、災害対策基本法で、国や地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう、努力義務が課されている。さらに、防災関係機関である事業者についても、災害対策基本法で、国や地方公共団体が行う応急措置に必要な措置を講じることが求め

られている。

6-1 防災基本計画（平成24年9月 中央防災会議）（抄）

第2編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

(3) 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

上記以外にも、第3編 津波災害対策編、第4編 風水害対策編、第6編 雪害対策編、第11編 原子力災害対策編に同様の記載がなされている。

6-2 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立

第5節 自主防災活動

3 事業所等の自主防災活動

(1) 事業所の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行うものとする。

防災訓練

従業員等の防災教育

情報の収集、伝達体制の確立

火災その他災害予防対策

避難対策の確立

応急救護等

飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

(2) 来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業員等の教育を行うものとする。

また、市町、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

(3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（BCP）の作成に努め、県及び市町はアドバイスその他の支援を行う。

また、県は、災害支援協定を締結している企業については、企業の事業継続計画の災害支援に関わる事項を把握し、災害応急対策及び災害復興計画に生かしていくよう努める。

6-3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（住民等の責務）

第7条 〔略〕

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 〔略〕

（指定公共機関等の応急措置）

第80条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

4 「避難場所の提供」とは、地域住民が災害時の危険を一時的に回避するために避難する場所（以下「一時避難場所」という。）として、又は災害の影響で帰宅が困難となった者が待機するための場所として、事業者がその所有又は管理する施設を提供することである。

【第7条（市町の役割）関係】

（市町の役割）

第7条 市町は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1) 当該市町の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県及び防災関係機関と連携し、防災対策を総合的に推進すること。

(2) 県及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

【趣旨】

本条は、市町の役割を定めたものである。

【解説】

1 災害に強い長崎県を実現するには、自助・共助・公助のそれぞれの取組が必要であり、市町は、公助の取組の一翼を担う存在である。防災対策を推進する上で市町の果たす役割は、重要性が高いため、本条だけでなく、第3章（市町の基本的施策）で防災に関する基本的な施策を規定している。

なお、災害対策基本法にも、市町村の責務として、防災計画の作成・実施、消防機関等の整備等が規定されている。

7-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

2 県の条例で市町に努力義務を課すことについては、県と市町が対等な関係であり、一般的には避けるべきであるが、本条例で規定している事項が市町で既に実施されている施策や各種の法令等で既に実施を求められている施策であることから、市町に対する越権行為とはなっていない。

なお、本条例が自助・共助・公助の取組の連携を図ることを示す、いわゆる理念条例であること及び本条例に規定している事項が努力義務として規定され、その多くが既に市町の地域防災計画に規定されていることから、本条例と市町の地域防災計画との整合性は図られている。

【第8条（県の責務）関係】

（県の責務）

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町及び防災関係機関と連携し、防災対策を総合的に推進しなければならない。

【趣旨】

本条は、県の責務を定めたものである。

【解説】

1 災害に強い長崎県を実現するには、自助・共助・公助のそれぞれの取組が必要であり、県は、公助の取組の一翼を担う存在である。県が行うべき防災対策としては、本条に規定するものだけでなく、第4章（県の基本的な施策）に規定している防災に関する基本的な施策のほか、県地域防災計画に定めている各種対策がある。

なお、災害対策基本法にも、都道府県の責務として、防災計画の作成・実施等が規定

されている。

8-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（都道府県の責務）

第4条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

2 河川法では、水防計画に河川管理者（一級河川は国、二級河川は県）の同意を得て水防活動への協力が定められているときは、河川管理者は、水防管理団体（市町）に対して、河川に関する情報の提供や水防訓練への参加等の協力をすることになっている。

8-2 河川法（昭和39年法律第167号）（抄）

（水防管理団体が行う水防への協力）

第22条の2 河川管理者は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第3項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）に規定する同意をした水防計画（同法第2条第5項に規定する水防計画をいう。以下この条において同じ。）に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体（同法第2条第1項に規定する水防管理団体をいう。第37条の2において同じ。）が行う水防に協力するものとする。

8-3 水防法（昭和24年法律第193号）（抄）

（都道府県の水防計画）

第7条 〔略〕

2 〔略〕

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4～6 〔略〕